

身体等に障害のある方のための軽自動車税の減免について

●要件

- ① 4月1日現在の軽自動車の所有者が障害者本人である
(但し、18歳未満の身体障害者、精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方の所有でも可)
- ② 障害者1人につき1台(自動車税の減免を受けた方は対象になりません)
- ③ 申請手続きの期間は4月1日から納期限まで
(4月中旬までに申請していただければ、納税通知書等の送付もいたしません)

●申請に必要な書類 軽自動車税減免申請書・自動車検査証・運転免許証・身体障害者手帳等

●減免の対象となる障害の範囲

1. 身体障害者の方

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲		
		身体障害者自身が運転する場合	身体障害者と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1級から4級まで	1級から4級まで	
	聴 覚 障 害	2級及び3級	2級及び3級	
	平 衡 機 能 障 害	3級	3級	
	音 声 機 能 障 害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
	上 肢 不 自 由	1級及び2級	1級及び2級	
	下 肢 不 自 由	1級から6級まで	1級から3級まで	
	体 幹 不 自 由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
		移動機能	1級から6級まで	1級から6級まで
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう、または直腸機能障害	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級まで	1級から4級まで		

(注1) 2つ以上の障害がある場合には、総合判定による級別により判断します。

2. 戦傷病者の方

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
		戦傷病者自身が運転する場合	戦傷病者と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合
戦 傷 病 者 手 帳	視 覚 障 害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	聴 覚 障 害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	平 衡 機 能 障 害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	音 声 機 能 障 害	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上 肢 不 自 由	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
	下 肢 不 自 由	特別項症から第6項症まで、および第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症まで
	体 幹 不 自 由	特別項症から第6項症まで、および第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう、または直腸機能障害	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで

(注2) 旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は本表の第2款症、旧第2款症は本表の第3款症となります。従って、旧第3款症は該当しません。

3. 知的障害者

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
	知的障害者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合	
療 育 手 帳	A(重度)	

4. 精神障害者

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
	精神障害者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級(自立支援医療受給者証(障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。))の交付を受けている方に限る)	

●お問い合わせ先

税務課 課税係 電話 26-9118